

交付金猶予特例制度の概要

(旧自転車競技法第17条)

資料 1-1

事業収支が不均衡で、これが1年以上
継続することが見込まれるとき

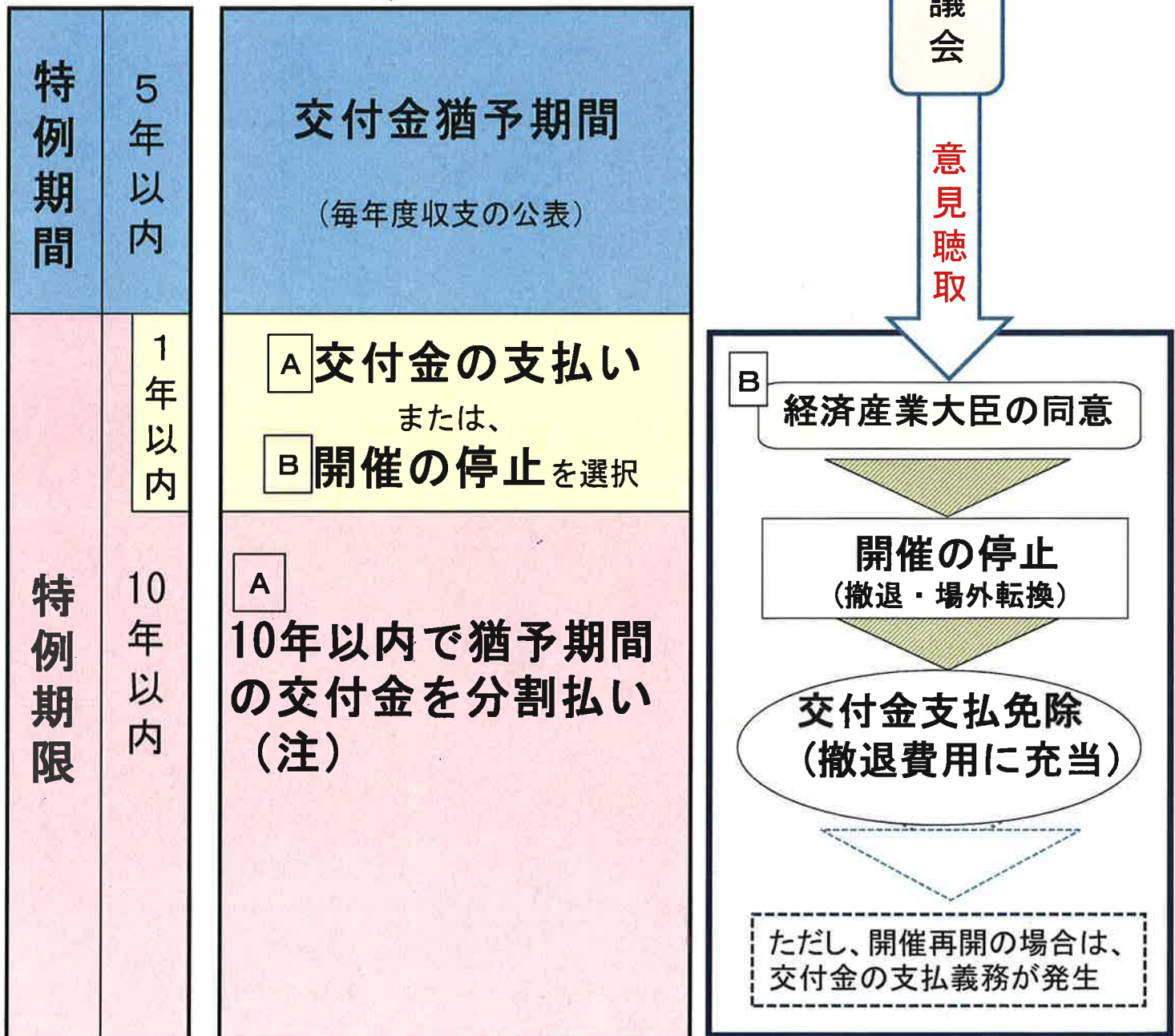
事業収支改善計画の策定
【計画の履行により事業収支の改善と交付金の安
定的な交付が見込まれること】

経済産業大臣の同意

意見聴取

産業構造審議会

意見聴取



(注) 最長13年以内の支払いを選択することも可能

自転車競技法 参照条文

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

附 則 （平成二四年三月三十一日法律第一一号）

（自転車競技法の一部改正に伴う経過措置）

第二条～第四条 （略）

第五条 **延長対象交付金**（前条第一項の規定により延長対象交付金等以外の交付金とみなされたものを除く。）については、旧自転車競技法第十七条から第二十一条までの規定は、なおその効力を有する。

旧自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）※平成24年3月31日の改正前の条文

（交付金の特例）

第十七条 **競輪施行者は**、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項第一号又は第二号の規定による交付金（以下この条から第十九条まで及び第二十一条において単に「交付金」という。）の交付を前条第二項に規定する期間内に行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、**当該交付金の交付の期限を延長することができる。**

一 その競輪の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれること。

二 その競輪の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で経済産業省令で定める期間継続することが見込まれること。

2 前項の場合において、**当該交付金の交付の期限を延長しようとする競輪施行者は**、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、**あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

一 その交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間（以下「特例期間」という。）

二 特例期間においてその交付の期限の延長をしようとする交付金の額の見込み

三 前号の交付金の延長後の交付の期限（以下「特例期限」という。）

四 その他経済産業省令で定める事項

3 特例期間は、五年を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を超えることができないものとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、その競輪の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の経済産業省令で定める事項を定めた**事業収支改善計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。**

第十八条 経済産業大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする。

- 一 その競輪の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。
 - 二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における競輪の事業の収支の改善及びこれによる交付金の安定的な交付が見込まれること。
- 2 経済産業大臣は、前条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第二項の規定による同意をしたときは、遅滞なく、競輪振興法人に通知するものとする。

第十九条 競輪施行者は、第十七条の規定により交付金の交付の期限を延長してもなお特例期限内に当該交付金を交付することが著しく困難なときは、特例期間内において、当該交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

- 2 第十七条第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の期限の延長について準用する。

第二十条 第十七条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得た競輪施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従って競輪の事業を実施しなければならない。

第二十一条 競輪施行者は、第十七条又は第十九条の規定により交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限（同条の規定により特例期限を延長した場合にあつては、その延長後のもの。以下同じ。）内に当該期限の延長の対象となつていいる交付金（以下「特例対象交付金」という。）を交付することが著しく困難であり、かつ、一年以上の期間を定めて競輪の開催を停止するときは、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競輪の開催の停止に必要な経費に充てることができる。

- 2 前項の場合において、当該特例対象交付金をその競輪の開催の停止に必要な経費に充てようとする競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 競輪の開催を停止する期間
- 二 競輪の開催の停止に必要な経費の総額
- 三 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額
- 四 その他経済産業省令で定める事項

- 3 前項の規定による協議は、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。

- 4 経済産業大臣は、第二項の協議があつた場合において、同項第三号の額の特例対象交付金をその競輪の開催の停止に必要な経費に充てることが適当であると認めるときは、同項の同意をするものとする。

- 5 第二項の規定による同意を得て競輪の開催を停止した競輪施行者が再び競輪を開催しようとするときは、競輪振興法人に対し、第一項の規定により競輪の開催の停止に必要な経費に充てることとした特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

- 6 第十八条第二項及び第三項の規定は、第二項の規定による同意について準用する。